

第20回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成15年3月26日

場 所 プリムローズ大阪

第20回大阪府環境審議会会議録

開 会 午前10時

司会（奥田補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第20回大阪府環境審議会を開催させていただきたいと思います。

私は、本日司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の奥田でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、末吉環境農林水産部長からごあいさつ申し上げます。

末吉環境農林水産部長 第20回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところをご出席賜り、まことにありがとうございます。
また、日ごろから、環境行政を初め、府政の各般にわたりご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、世界の水に対する関心を高め、問題解決の促進を図るための「第3回世界水フォーラム」が、3月16日から23日まで8日間にわたりまして、大阪、京都、滋賀を結んで開催され、有意義な議論が展開されたところでございます。大阪府におきましても、水の都・大阪にふさわしい水環境の創造に取り組む必要性を改めて認識したところでございます。

また、後ほどご説明をさせていただく予定でございますが、昨年11月に答申をいただきました循環型社会に向けた条例の基本的な考え方に基づきまして、循環型社会形成推進条例がこのたびの大阪府議会で可決成立いたしました。さらに、同じくご答申をいただきました土壤汚染対策制度を盛り込んだ生活環境の保全等に関する条例の改正も行われました。このように、昨年3月に策定いたしました「大阪21世紀の環境総合計画」に基づく施策の具体化を一步一步進めているところでございます。今後とも、これらの条例の適切な運用を初め、豊かな環境の保全と創造に向けた取り組みに全力を挙げてまいりますので、引き続き皆様方のより一層のご指導、ご協力を賜りますことを心からお願い申し上げます。

本日の審議会におきましては、府内河川のより一層の水質改善を目指して、水質環境

基準に関する河川の類型見直しについてご審議いただきたいと存じます。既に、安威川等11水域につきましては昨年3月にご答申をいただいており、本日は残る水域についてのご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様には府政に対する引き続きましてのお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

司会（奥田補佐） 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合により、本日ご出席いただいている委員のうち、今般新しく委員をお引き受けいただきました方のご紹介をさせていただきたいと思います。

（新委員・専門委員紹介）

本日ご出席いただいている委員及び幹事の方々並びに事務局の職員につきましては、お手元にお配りしております配席表に名前を書いてございますので、紹介は省かせていただきたいと思います。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

（配付資料確認）

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

なお、本日、委員定数42名のうち28名の方の出席をいただいているので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げたいと思います。

それでは、これ以降の議事につきましては、南会長、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

南会長 それでは、早速でございますが、議事に移らせていただきます。

まず、議事1の水質環境基準に係る河川の類型見直しに関する水質規制部会報告、これは、前に第1次が出まして、先ほど部長の方からもございましたように第2次の報告についてでありますが、平成13年12月26日、第17回の審議会で、知事からの諮問を受けて、水質規制部会においてご検討いただきました。その後、平成14年3月28日の第18回の審議会において第1次の報告を受けまして、安威川等11水域についてはそのときに答申したところでございますが、本日は、その第2次報告、残りの水域に関するものということでございます。

これに関しましては、まず村岡部会長から部会報告をよろしくお願ひいたします。

村岡部会長 水質規制部会の部会長を務めました村岡でございます。説明させていただきます。

水質環境基準に係る河川の類型見直しについてであります、ただいま会長からご説明がありましたように、平成13年12月26日に、知事から大阪府環境審議会に類型見直しについて諮問がなされ、環境審議会からの付託を受けまして、水質規制部会でこれまで検討してまいりました。当部会としましては、国における類型見直しとの整合を図るという観点から、先に安威川等11水域についての検討を進め、昨年度に第1次報告として既に報告をまとめさせていただいたところですが、今回は、残る水域につきまして検討結果を第2次報告として取りまとめましたので、ここにご報告する次第でございます。

資料といたしましては、前資料として配っていただいております資料1-1、これが部会の報告書の本体でございます。それから、資料1-2では、その概要をまとめておきます。資料1-3は、部会で検討してまいりました事項につきまして配付資料をまとめたものでございます。

それから、本日、「参考」として一枚物の紙を配っていただいております。環境基準の見直しというのは、現在大阪府の河川の水質状況がどういう状態であるかということをまず理解した上で話を進めたい思いますので、この「参考」という資料、大阪府の地図が載っているものでございますが、これで大阪府下の河川の水質の概況をご理解いただきたいと思います。

ここに幾つかの丸が出ておりますが、これが主な測定地点でございます。白丸の大きさがいろいろとありますが、小さいのはA類型、大きいのはD類型とかE類型になります、小さい丸ほど基準がきつい、BODの値が小さい、こういうことになります。この白丸の大きさに対しまして、その地点で環境基準が超過していたものは、白丸よりも大きく円を描いて、それを黒で示しております。一方、その白い円の中に斜線を引っ張りました小さい円がありますが、これは環境基準を満足しているという表現になっております。したがって、これを見ていただきますと、黒いところが幾つかあるということで、まだ大阪府下の環境基準が十分には達成されていないことが見てとれます。一方、達成しているところも多いわけで、特に北摂から安威川あたりはずっと環境基準を満足しております。しかし、悪いところといえば、大和川、泉州地区の河川などに黒いところが見えておりまして、これが現在の大阪府下の水質の概況であります。この図は、14年度の環境白書からとらせていただきまして、お示ししております。

そういう背景でありまして、それでは、報告書の本体についてご説明いたしますが、まず、資料1－1の1ページをお開きいただきたいと思います。

「はじめに」にでございます。河川の水質環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目につきましては、個々の水域の利用目的等、この利用目的というのが大変大事でございますが、これに対応して、環境大臣または都道府県知事が類型当てはめを行うことになっております。また、水域の利用態様や水質汚濁の状態の変化によりまして、適宜これを見直していくこととされております。

ちょっと飛びまして、18ページをごらんいただきたいと思いますが、表がございます。これが環境基準の一覧になっておりまして、AA類型からA、B、C、D、Eとあります。それに対応しまして、BODそのほかの基準値が示されております。上のところに利用目的の適応性というのがありまして、ここに記載されている水道1級、2級、あるいは水産1級、2級、また工業用水、農業用水、これが利用目的の内容とお考えいただければよいかと思います。

また、その隣の19ページの図では、先ほどの図のように大阪府下をあらわしておりますが、ここで各測定地点の類型が何であるかということを測定地点とともに示しておりますので、これをご理解いただきたいと思います。

資料1－1の1ページに戻させていただきますが、大阪府では現在、59河川66水域の類型当てはめを行っております。これにつきましては、平成4年に類型の見直しを実施して以来、約10年が経過したところであります。その間に水質汚濁の状況や先ほど言いました利用目的等についていろいろ変化が見られる河川がございます。今後、河川の水質の一層の保全を図るために、このような変化に対応した適切な類型の見直しを行うことが重要であることから、知事から審議会に対して諮問がなされたところでございます。

国におきましては、平成13年3月に神崎川及び猪名川下流の類型見直しが行われました。この両水域の上流に当たります安威川等の11水域に関しましては、迅速に国の類型指定と整合を図る必要があることから、当部会では、まずこの安威川等11水域についての類型見直しを審議いたしまして、その結果を平成14年3月28日に開催されました第18回環境審議会で第1次報告として報告いたしました。その後、答申がなされまして、その見直しが大阪府から平成14年6月18日に公示されております。

当部会では、引き続きまして、初めにも言いましたように、今年度は残る51河川55水

域につきましての類型当てはめの見直しと、現在類型当てはめが行われていない新たな河川水域に対する新規の類型当てはめの検討を進めてまいりまして、その結果を第2次報告としたわけでございます。

2ページを見ていただきますと、この見直しに当たりましての基本的な考え方をまとめております。

近年の河川水域の水質の改善状況及び自然と触れ合うことのできる水辺を求める声の高まりから積極的に進められている水辺環境の整備状況から、既に類型当てはめを行っている河川について、現在及び将来の水質汚濁の状況や利用態様の変化等に対応した適切な類型の見直しを行う必要があるという基本的な考え方を述べております。

また、まだ類型当てはめを行っていない一定規模以上の河川につきましては、利用目的や現状水質を踏まえまして、水質汚濁防止の観点から新規の類型当てはめを行うことが必要であると考えられますので、これらの必要性の観点から検討を行いました。

初めに、55水域の見直しであります、その内容につきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

今回の見直しの考え方といたしましては、環境大臣による見直しの結果を踏まえた府の安威川等の11水域の見直しとの整合を図る観点から、国における見直しの考え方を基本に、河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）に主眼を置きまして、さらに水生生物の生息に強くかかわる溶存酸素量（DO）を含め、当該河川水域の現在及び将来の水質汚濁等の状況変化を踏まえて必要な見直しを行うことといたしました。

具体的には、個々の河川水域ごとに、その利用目的の変化や現行類型での環境基準の達成状況を勘案しまして、将来の達成見込みをさらに考慮した上で、できる限り上位の類型に当てはめていくようにいたしました。水域ごとの利用目的や水質の現況等につきましては20ページに載せておりまして、さらに水質の経年変化も、先ほどざくっとした状況は図で見ていただきましたけれども、細かい表になっておりますのが22ページ以降に記載されております。参考としていただければ結構かと思います。

また、現在実施あるいは計画されている多様な水辺環境の整備内容を、水との触れ合いという観点から細分化しまして、快適性及び安全性の確保の観点から、その内容を考慮しつつ類型当てはめを行うことにいたしました。これは、従来、先ほど表に出ておりました水道1級とか、農業用水とか漁業関係、これなどはどちらかというと生活環境と

はいえども生活のためのなりわいにかかわる利用目的でありましたけれども、最近、皆さんご承知のとおり、もっといい水辺環境に触れたいという要望が高まっているものですから、それを考慮して、従来のやり方に合わせて類型の見直しを進めてきたわけでございます。

さらに、もう一つ重要なことは、関係機関が連携して、流域が一体になって計画的に施策を講ずることにより、水質の改善が見込まれる水域につきまして、計画の目標との整合を図り、この場合もより一層の施策の誘導に資するため上位への見直しを検討してきております。具体的に言いますと、これは寝屋川水域のことです。後ほどまた述べたいと思います。

これらの考え方に基づいた水域類型と達成期間についての検討結果を、4ページの中段から、それぞれの河川につきまして記載しております。いろいろ分類しておりますので、全部見ていただく必要もあるわけですけれども、芥川とか平野川分水路とか、そういった個々の水域につきまして内容がまとめられております。

さて、寝屋川流域の見直しですが、今回の見直しの中でも特徴的なケースとして重要視しております、そのことについては6ページを見ていただきたいと思います。

寝屋川流域では、ご承知だと思いますが、国の都市再生プロジェクトの中で取り上げられております、国土交通省、大阪府、寝屋川流域の関係市、こういった組織で「寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ流域協議会」というものが構成されておりまして、そこで策定している「寝屋川流域水環境改善緊急行動計画」が推進されようとしております。の中に水質の改善が見込まれておりますから、この計画にあわせて寝屋川流域の4河川について特に注目して見直しを行うこととしております。

その結果が9ページの表1に出ておりまして、ほかの水域も載っておりますけれども、寝屋川では6水域について、現行を見直し案のように変えたところでございます。

以上が55水域ですが、別途、新規に当てはめを行う河川を考えまして、これについては、報告書の10ページを見ていただきますと、検討内容のまとめが出ております。

新規に類型当てはめを行う河川水域は、水質汚濁防止の必要性の観点から、能勢町の田尻川、一庫・大路次川、山辺川の3河川、大阪市内の東横堀川、それから石川の支流である飛鳥川、梅川、佐備川の3河川、合計7河川の水域といたしました。類型当てはめに当たりましては、基本的に見直しと同様の考え方に基づきまして行いました。水辺環境の整備が実施または計画のある河川につきましても、見直しの考え方と同様に考慮

いたしました。

水域ごとの利用目的や水質状況などを整理しましたものを21ページに記載しております。これは、新たに新規に当てはめを行った7河川の内容でございます。

これらの考え方に基づいた水域類型と達成期間につきましての検討結果は、10ページの中段から記載しております。また、これらの検討結果について、13ページの表2に、7河川の新規当てはめが記載されております。

このように当てはめを行いますと、その目標に向けて何らかの行動を起こさないといけない、これが達成の方途であります。14ページに、環境基準の達成の方途を記載しております。汚濁負荷の大きな割合を占める生活排水対策としての下水道の整備、及び合併処理浄化槽の普及促進、そして府民への啓発活動はもちろん、昨今一つの大きなキーワードになっております健全な水循環の再生に向けての施策の一層の推進の必要性について指摘しております。

15ページに、「おわりに」として全体をまとめておりますが、府域におきましては、依然として環境基準が達成されていない河川も見受けられます。より一層の水質保全が急務になっていることから、関係行政機関、事業者、府民、N P O等の各母体が連携しまして、一体となって「達成の方途」に示した諸施策を着実に推進していくことが大変重要であります。そのための連携の仕組みづくりも必要であるということを述べて、全体の締めくくりとしております。

さらに、附帯意見を次の16ページ、17ページに書かせていただいております。これは、部会の中での審議におきまして、今回の直接の見直しには盛り込まなかった、あるいは盛り込めなかったということもあります、今後継続して検討する必要があると認められる事項につきまして、個々にまとめております。

今回の当てはめ見直しに当たりましては、先ほどもちょっと言いましたように、水辺環境の整備が実施または計画されている河川水域につきましては、水との触れ合いという利用形態にふさわしい類型当てはめを行うという試みをしたつもりであります。しかし、水との触れ合いやすさ等をあらわす指標が、護岸の勾配であったり、その材料であったりという整備内容にかかわる指標とか、水のにおい、川底のぬめりといった人の感覚にかかわるような指標がより的確に水辺空間をとらえることができると判断して、これらの指標をいわば「親水項目」という名称をつけて設定してみようということを考えたわけであります。

これによる具体的な利用形態に適応するランクづけ等、例えば、資料1－3にその討議内容が出ているのですが、6ページの上に表があります。親水項目というのは、ここでは仮に類型を α 、 β 、 γ という名前にしておりますが、それぞれの類型について、整備内容とか水質とか、その他としてごみなどの環境や川底の感触、こういったものはこういう範囲でのものであろうという一つの数値化に近いようなものを考えまして、一応こういう考え方があるのではないかということを検討したわけです。しかしながら、この数値化というのは、ご理解いただいていますように、すぐに決めて対応することは大変難しうございまして、もう少しいろいろデータを集めて、そしてだれもが納得できるような α 、 β 、 γ という類型を指示する必要があるのではないかと考えましたので、今回は附帯意見としてまとめさせていただいたわけであります。今後は、これは絶対にやっていただきたい、やりたい一つの指標活用であります。

次に、水との触れ合いという水辺の利用も、従来の利水目的というよりも、それも含めまして水質の変化に非常に影響しやすく、こういったものは初めにも言いましたようにどんどん時代を追って変わっていくものですので、見直しの間隔は、今回は10年目なんですが、10年ごとにというわけもいかないだろうということで、もう少し狭めて、とりあえずはその半分の5年ごとに見直していく必要があるということも附帯意見として述べております。

それから、附帯意見の3つ目になります資料1－1の17ページの大腸菌群数の基準についてであります。大阪府域の河川における達成状況は必ずしもよくありません。その原因につきましては、例えば食品加工の事業場等、対策を講じることが可能なものから、土壤由来といったものまであります。対策がすぐに行えるものと技術的に対策が非常に困難であるものが考えられますので、当面は各河川水域における実態やその主原因を調査して、その結果を踏まえて効果的な対策を検討する必要がある、このように附帯意見をまとめしております。

実は、この問題は大阪府に限ったことではありませんで、全国的に河川の水質で大腸菌は高目に出ています。そういったことで、国もかなりこの問題について今後重点的に考えなければいけないという姿勢を見せておりますので、大阪府におきましても、そういう国の動きを見ながら、あるいは新しい知見を蓄積しながらこの問題を今後取り扱っていくべきだという判断をしております。

報告書の説明は以上ですが、もう一点、パブリックコメントの制度のことで述べてお

きたいと思います。

この部会決定案につきまして、2月5日から、パブリックコメントの制度にのっとって1ヵ月間、府民の皆さんから意見を募集いたしました。14通、23件の意見をいただいております。

この数は決して多くはないんですけども、中身は非常に重要なことがいっぱい書いてありますし、その主な意見としましては、河川の類型に関する府民への周知をもっと行うべきであるということ。これは確かにそのとおりでして、環境や河川の類型について、そんなものはあるのかとか、A、B、C、Dと言われても、それは一体どういうものかというのがおわかりにならない府民は多分いっぱいいらっしゃると思うので、身近な河川環境により深くかかわっていただくためにも、こういった類型に関する府民への周知徹底も行うべきであるという意見がありました。それから、見直しの達成期間が長過ぎる、これは先ほどの附帯意見としてもまとめました。それから、これも重要なんですが、基準達成のための施策の進行管理をきちんとやっていくべきである。計画を立てて何かやっても、大体後は立ち消えになってしまうことがこれまで多かったかもわかりませんが、今後はそうではなくて、そういう行動をとった場合、段階的にどう進んでいるか、さらにはそれを適宜評価していく、そういう仕組みをつくらないといけないのではないかという、ごもっともな意見でございます。

こういった意見に対しまして、部会で討議し、部会の判断としての回答のようなものをつくり、資料1－3の26ページのように取りまとめておりますが、これについての府民へのフィードバック、内容の開示は、府の事務局の方で適切に進めさせていただいていると判断しております。

ちょっと長くなりましたがけれども、以上で私の報告を終わりたいと思います。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの水質規制部会報告につきまして、ご質問あるいはご意見をいただけたらと存じます。

岸上委員 府会議員の岸上でございます。

資料1－1の19ページに類型当てはめの見直し河川図が示されておりまして、一目して大和川以南の堺、泉州、泉南の河川というのは類型当てはめの見直しの対象にもなっていない河川が多いんですが、同時に、資料1－3の10ページを見ましても、水質の改善が見られない河川と。大阪の中でも、北摂の河川が比較的良好に改善をされていて、さらに類型当てはめも見直しをしようということなんですが、そうしますと、かなり明

確かに、大和川以南の河川については、まあいわばどうしようもないのかという、現状が悪くて、しかも改善をしていくという方途さえなかなか見つけられないのかなというふうな、我々南の方に住んでいる者としては絶望的な構図のような受けとめ方をしているんです。

それで、北摂の方がなぜこのように改善をされてきたのか、それから大和川以南の河川についてこういう現状になっているのはどういう要因からと考えておられるのか、また、今後改善をしていく方向ですね、見直しの対象にもなっていないでなかなか展望が見出しにくいんですけども、これらの河川の中には樫井川のように全国一汚染が進んでいるとさえ言われている河川も多くありますので、その辺の方向性があれば、お聞かせいただきたいと思います。

村岡部会長 ごもっともな意見だと思います。大和川も含めまして、こういった泉南の水質が環境基準を達成していない理由につきましてはいろいろあろうかと思うんですけども、泉南の河川というのは、山の方は猛烈にきれいなんですね。それが、里においてきて市街地に入りますとこのように悪くなるということから、そのあたりの水質改善方策が、努力はされているとは思いますけれども、なかなか目標に達成しないということで、こここのところはやはり何らかの反省をしないといけない点だと思います。ただ、これをもっと上のランクにしたからといって、すぐに達成できるかどうか、これは疑問でございます。

それに引きかえ、北摂の方は、山岳地帯の河川ということもありまして、もともと流域の懐が大きく、自然に富んでいることから、もともときれいという言い方はおかしいですけれども、そのようなことでこういう結果が出ているものと思います。

なお、どのような方策をとって、どの程度の効果がこれまで上がっているか、具体的に施策の面でどういう問題点があるかにつきましては、残念ながら部会の中ではそれほど細かく討議しておりませんので、できましたら事務局の方で、これまでどういうことをやってきて、どちら辺に問題があるかということを、議長のお許しが得られれば説明していただきたいと思います。

南会長 ありがとうございます。では、事務局の方。

事務局（北田課長） 循環型社会推進室環境管理課でございます。

今までどういう対策をとってきたのか、これからどうしていくのかということでございますが、今、河川の水質での一番の大きな原因は生活排水でございます。汚濁負荷量

の約8割は生活排水が原因となっております。まずこの対策が一番重要だらうと。今までも下水道整備などが進められてまいりましたが、今後も下水道整備とあわせて合併処理浄化槽の設置の方も含めてやっていきたいと思っています。生活排水対策については、昨日でございますが、大阪府の関係部局と市長会、町村長会の代表者で構成する推進会議を開催いたしまして、今後の取り組みを決めたところでございます。

そのほか、産業系といいますか、工場、事業場の排水も多少原因になっておろうかと思われますので、これについても引き続き規制、指導の強化に努めてまいりたいと思います。

先ほど先生から樺井川の話が出ましたので、若干補足をいたしておきますと、樺井川につきましては、流域面積が非常に小さい上に流域全体の急速な都市化の進展で、平常時の流量が減少しております、自浄作用が低下しているという現状がございます。このために、何かあると汚染源の影響を受けやすいという状況でございます。さらに、樺井川の流域の下水道普及率、13年度末現在で15%となっておりまして、下水道の整備が立ちおくれているのが現状でございます。したがって、生活排水の影響も大きくなっています。また、流域には繊維系あるいは畜産系の事業場などの発生源もあると聞いております。今後、これらの下水道整備、あるいは事業場に対する規制、指導の強化などが必要と考えております。関係機関と協議しながら必要な対策を進めていきたいと考えております。

南会長 ありがとうございます。ただいまの岸上先生のご指摘に対しては、即効のある適切な対策はすぐにはなかなかとれないけれども、生活排水対策を含めて今後さらに検討していくという回答でございました。よろしゅうございますでしょうか。

ほかに。

原田（智）委員 今のご返答に関連する部分で、大和川は奈良県の方からの水が流れてきておりまして、汚染もかなり奈良県に由来のものが多いと奈良県民の方からも聞いているんですけども、奈良県との連携というのは大阪府の方はどうにされているか、教えていただきたいと思います。

事務局（北田課長） 大和川につきましては、毎年、全国1、2位という悪い方を争っております。今、先生ご指摘のように奈良県の方からも汚濁負荷量が出ているのは事実でございますが、大阪府の方もかなりございます。したがって、両方に責任があろうかと思います。

この大和川につきましては、平成6年度に、水環境改善緊急行動計画、清流ルネッサンス21計画というものをつくっておりまます。これについては、現国土交通省を中心に、当時の建設省、大阪府、奈良県、それに関連します市町村も入った協議会を設けておりまして、そこで計画をつくっております。その計画が満了になりました、なおかつ目標を達成していないということで、昨年、平成14年度のたしか10月に、その後継計画でありますルネッサンスⅡ計画を策定いたしました。今後とも、奈良県とも連携をとりながら、そして国土交通省とも連携をとりながら水質改善に努めていく必要があろうと思います。

なお、やはり生活系の排水が一番原因になっているということでございます。

以上でございます。

南会長　　ただいまの原田委員からの広域にまたがる問題、かなり難しい問題があると思いますが、それぞれに、さらに国レベルを含めて対策をとっていくというご回答ですが、原田委員、よろしうござりますでしょうか。

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

北之坊委員　　府会議員の北之坊です。

今回の見直しのことに直接かかわりはないんですけども、パブリックコメントの24ページのところで府民の方から意見が出ていますので、例えば観測する基準点というのはどういう根拠で定められているのか、ご説明いただきたいと思います。

といいますのは、今回、直接は関係ないですし、私の住んでいる北摂ですので、比較的いいデータが出ておりますけれども、その中で一つだけ、猪名川流域のところでDが1つありますね。これは、この前聞いたんですが、流域下水の放流水が出ているすぐ横で観測地点というんですか、基準点が決められているということで、それは私自身、例えば車の排ガス、マフラーのすぐ横で観測しているのと一緒に、正確なデータがこれでとれるのかなということを思うんです。これは国の方が決めている基準点ですので、どうしようもないということなんですねけれども、もしそれであれば、大阪府として、國の方へ申し入れをすると、もっと正確なデータがとれるような基準点に変えるとか、そういうことができないのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

村岡部会長　　ご意見、ごもっともだと思います。そういった基準点がその河川の水質環境を代表するにふさわしい点かどうかということにつきましては、これは大分昔のこと

になりますけれども、どれぐらいの河川長に一個、どれぐらいの流域に対して一点という論議がされたと聞いております。その時点で多分、今ご指摘の地点も決まつたのではないかと思います。ご承知のように、府県にまたがる河川は国が決めることになっておりまして、その決めた地点について、ずっとこれまで20年ほどはかってきたというのが実態ではないかと思います。

ご指摘のように、もし下水の放流点と測定点の測定結果との間に何らかの関係があるようでしたら、これはその河川の水質環境を代表していないという反省をしなくてはいけませんが、実は、私が聞き及ぶところでは、これまでそのデータをそういう観点から解析してきた経緯はないように思います。したがって、ただいまの委員のご指摘のように、これは残念ながら今後の課題にさせていただくべき問題かと思います。

なお、こういう経緯に至るまでの府の事務局の対応として、どのようにかかわってこられたかといった点につきまして、事務局から補足していただければと思います。

南会長　　ただいまの問題について、事務局、回答をお願いします。

事務局（北田課長）　　環境基準点の根拠、それから少し不適当ではないのかということで、村岡部会長からのご回答がございましたが、少し補足させていただきます。

測定点の根拠ですが、余りがちっとしたものが決まっていませんで、水質の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法でやってくださいというぐらいの環境省からの文書がございます。ただ、工場の排水口の直下のような地点については不適当というふうになっております。

今、先生からご指摘がございましたように、先生がおっしゃったのは確かに環境省の所管している河川でございまして、環境基準点の設定も環境省に権限がございます。大阪府といたしましては、今後十分協議してまいりたいと考えております。

南会長　　ありがとうございます。ただいまの北之坊委員のご指摘、かなりごもっともな点がございまして、今まで余り検討されていなかったらしいという印象を持ちますので、今後検討課題としていただくということで、北之坊先生、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ほか、特にございませんでしょうか。

難波委員　　親水項目の件なんですが、今まで水をどう利用するかといった観点から見られてきたのを、快適性といった面からも評価していくというのは大変重要な項目だと思

います。これをどのように数量化するかということで、資料1－3の6ページに例を挙げておられましたが、大腸菌の数を除けば、かなりの部分が感覚的に、つまり素人でも、見ればある程度水質がわかるような大変身近な指標を入れておられますので、そういう意味で大変結構かと思います。

環境のよさを示すのに、名水百選とか環境省の音の百選とか、いろんなよい場所が選ばれて、それがひとつの励みになっている面もあるかと思うんです。こういった場合にも、それぞれの河川ごとに、例えばこれは α や β や γ となっていますが、もうちょっと別の親しみやすい等級をつけていただきて、この河川は現在こういう等級である、こういうよい水辺環境にいたしましょうとか、よりよい水辺環境にするためには、例えばごみを捨てないのは当然のことですが、こういった運動をすることが大事だとか、何かやっぱり住民の協力がないとなかなかよい環境は維持あるいは向上できないと思いますので、そういった面からの住民への運動というんでしょうか、きれいな水環境をつくるために積極的になってもらう働きかけについてはいかがでしょうか。

村岡部会長 大変重要なご指摘だと思います。今おっしゃったように、従来の環境基準、A、BとかCとか、これはある程度科学的な知見でここはこうだというふうに決められるんですね。それをもとにして検討することができる。ところが、親水的なものは、まさに今、先生がおっしゃったように、地元の住民がその河川についてどういうかかわりをしているかということで、仮に α 、 β 、 γ という、かたいネーミングだと思いますが、そういったものでこここの河川はどうあるべきかということは、地元の人たちの意見が十分反映されるべきものでなくてはいけない。単に、B類型であるところは β ですよと、そういう決め方はできないと思うんです。そういうことで、今回、いろいろ勉強させていただきて、きょうの時点でそういった報告ができなかったといいますか、今後の課題に残したというのも、まさに先生がおっしゃったところの問題でございます。今後また、これは検討する段階で考えさせていただきたいと思います。

南会長 ありがとうございます。今の難波委員のご指摘の部分は、最初に岸上委員のご指摘にあったことに対するご回答と同じで、やはり生活排水、あるいは住民もそういう意識を十分に持って、さらにそれが浸透するような、広く住民がわかるような方策をとるべきだというご提言と受けとめました。事務局を含めた今後の課題とさせていただければと思います。難波先生、よろしくございますでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに。——特にないようでしたら、それでは、ただいまいろんなご意見もいただきましたが、本質的にはこの部会報告をご了解いただいたとさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。この部会報告をもってこれを答申とすると、そういう方向でお認めいただけるのではないかと考えております。それにつきまして、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

特にご異議がないようでございますので、今後の検討課題としてはいろいろご意見をいただきましたが、それらを踏まえた上で、本日のこの報告そのものは部会報告ということでいただいて、これを答申することにさせていただきます。

なお、答申文の作成等、今後の取り扱いにつきましては、ご一任いただければ幸いだと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、議題1を終えさせていただきます。

次に、議事2の「水質測定計画部会決議事項の報告について」に移らせていただきます。

これに関しても、村岡部会長の方からご説明をよろしくお願ひします。

村岡部会長 水質測定計画部会の部会長をしております村岡でございます。昨年の12月20日に開催いたしました水質測定計画部会の決議事項につきましてご報告させていただきます。

まず、資料2-1に記載されておりますように、平成14年12月20日付で知事から「平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）」について環境審議会に諮問がなされ、同日、環境審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、当水質測定計画部会で審議いたしました。

その結果は、資料2-3のとおり、水質測定計画の内容は、公共用水域では、今年度と同じように、河川については98河川 138地点になります。それから、海域につきましては、水質で22地点、底質で15地点の測定を実施することになっております。また、地下水の水質測定計画の内容は、概況調査を86地点、定期モニタリング調査を 139地点で行うことになっております。

これを審議しました結果、平成15年度の水質測定計画は原案どおりでよろしいということになりました、承認いたしました。しかしながら、先ほどの水質規制部会でご議論

し、お認めいただきましたように、河川の環境基準の類型指定の中で、新規当てはめを行わないといけないという河川が7河川あったわけなんですが、この当てはめ作業が後になりました、審議の時間的な経過が後になりましたので、これに伴いまして、新規の7河川について必要とされる測定についても適切な実施をするようにという附帯意見を添えることにいたしました。

なお、資料2-2のとおり、同日付で環境審議会から知事にこの旨の答申がなされております。

そこで、この場では、今言いました新規当てはめの河川に対する具体的な測定内容につきまして報告する必要があるかと思いますが、この内容につきましては、水質測定計画部会の事務局の方から詳細をご説明していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局（小野沢所長） 水質測定計画部会の事務局をいたしております環境情報センター所長の小野沢でございます。部会長のご指示がございましたので、新規に類型が当てはめられました河川の測定内容につきましてご説明をいたします。

資料2-4をごらんいただきたいと存じます。一枚物の表になったものでございます。

この表は、新規に類型指定が追加されました神崎川水域の3河川と大和川水域の3河川、及び大阪市内河川の東横堀川についての測定内容を示しております。測定項目につきましては、それぞれの環境基準の類型に応じまして、生活環境項目、健康項目、要監視項目などについて測定をいたします。

測定の頻度についてでございますが、資料2-3の測定計画書案、4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページの上の方に、「5 測定回数」という項を設けてございまして、測定項目に応じまして原則としての測定回数が記載されておりますが、この原則に従った頻度で実施することといたしております。なお、東横堀川につきましては、従来、準基準点として測定を実施してまいりましたが、このたび類型指定がなされたことに伴いまして、資料2-4の表中の全窒素から総水銀までの項目について測定回数を2回から4回に増加をいたすことといたしております。一番下の欄に、斜体文字で書いたところが回数がふえたところでございます。これらの測定内容を来月より実施することといたしております。

以上でございます。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、ご意見はございませんでしょうか。——これは特ないように思いますので、それでは、どうもありがとうございました。

以上で、本日予定されておりました議事については終了いたしましたが、その他として、事務局の方からご報告があるようでございます。

司会（奥田補佐） それでは、前回の第19回の環境審議会での答申に基づきまして、このたびの大蔵府議会で可決されました循環型社会形成推進条例、及び土壤汚染対策制度を盛り込みました生活環境の保全等に関する条例についてご報告させていただきたいと思います。また、本府の環境施策に関することとしまして、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画案、及び第7次大阪地域公害防止計画についてもご報告させていただきたいと思います。

それではまず、循環型社会形成推進条例に関しまして、循環型社会推進室の本田副理事よりご説明させていただきたいと思います。

事務局（本田副理事） 循環型社会推進室でございます。大阪府循環型社会形成推進条例の制定につきましてご報告をさせていただきます。

お手元の資料3-1と3-2をごらんいただきたいと存じます。3-1は、A3横長でございますが、条例の概要につきまして体系的に取りまとめております。また、資料3-2は条文全体でございまして、添付させていただいているところでございます。

本条例の制定に当たりましては、昨年11月の第19回環境審議会におきまして「循環型社会形成に向けた条例の基本的な考え方について」ご答申をいただき、それに基づきまして、条例案文の策定に向け、この間作業を進めてまいったところでございます。条例の制定に当たりましては、広く府民の皆様方からご意見をちょうだいするため、昨年12月にパブリックコメントを実施いたしましたほか、府内外の関係機関と協議調整を行い、本年2月の大蔵府議会に大阪府循環型社会形成推進条例案をご提案し、ご議決をいただきまして、昨日でございますが、3月25日付をもちまして公布させていただいたところでございます。

条例の概要でございますが、資料3-1の真ん中あたりにつけさせていただいております「条例の構成」にございますように、8章構成、全60条の条文となっております。

内容でございますが、まず第1章は総則でございまして、本条例制定の目的、また必要な事項等について国の循環型社会形成推進基本法に基づきます定義を掲げております

ほか、大阪府、事業者、府民の責務を規定いたしております。

それから、第2章でございますが、循環型社会の形成に関する基本的施策ということで、施策の体系化を図ってございまして、第6条の基本方針の策定から始まり、行動指針の策定、また教育・学習の振興、さらに再生品の認定及び普及、環境美化の推進等、6条から15条までを基本的施策として定めております。

第3章以降第8章までは、産業廃棄物の適正処理推進のための規制等について定めているところでございます。

まず、第3章、産業廃棄物管理責任者の設置等でございますが、循環型社会の形成を推進する上で欠くことのできない産業廃棄物の適正処理の推進を図りますため、建設業、製造業等記載の業種につきまして、産業廃棄物の多量発生源となっておりますところから、それらの業を営む事業者に産業廃棄物管理責任者の設置を義務づけているところでございます。

続きまして、第4章でございますが、産業廃棄物の保管に係る措置でございます。自家産業廃棄物の保管に関する規定を定めてございまして、事業者にみずから排出した産業廃棄物の保管を行う場合に府への届け出を義務づけておりますほか、管理記録台帳の整備、また緊急の場合、産業廃棄物の搬入により法令の基準に違反すると認められる場合には、知事に対し、事業者に対する搬入一時停止命令の権限を与えております。

次に、第5章、土地所有者等の責任でございますが、土地所有者等に土地の適正管理を義務づけしたものでございまして、土地所有者等に十分に所有地の管理を行っていたり、産業廃棄物の不適正処理を防止するために必要な規定を定めているものでございます。土地所有者等に土地の適正管理を義務づけますとともに、土地所有者等に不適正処理が行われた場合に被害の拡大防止対策なども義務づけ、知事に対しましては、不適性処理が行われた土地の支障の除去等の措置を命ずることができる権限を付与いたしております。

第6章は、産業廃棄物処理施設の設置に係る規定でございまして、産業廃棄物処理業の許可申請の事前手続において、説明会の開催、また住民意見への対応案の公表等、事業者内容や環境対策を周辺住民に十分周知するための手続を条例で明記したものでございます。

第7章は、雑則でございまして、本条例の規定の適切な運用を進めるために必要な報告の徴収、また立入検査及び公表の規定を掲げたものでございます。

最後に、第8章、罰則につきましては、先ほどご説明させていただきました自家産業廃棄物の保管に係る無届けの場合の罰則、また必要な場合に知事が行います搬入一時停止命令に対する命令違反における罰則、さらに3点目といたしまして、土地所有者等に対し、土地の支障の除去等の措置を命ずることができるとしておりますが、この命令違反に対する罰則、以上3点を掲げているところでございます。

本条例につきましては、平成15年4月1日から施行を予定させていただいております。ただし、第3章以降の産業廃棄物の適正処理に関する事項につきましては、周知期間等を考慮いたしまして、規則で定める日からの施行ということで、現時点といたしましては、平成16年1月からの施行を予定いたしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会（奥田補佐） ご質問等がございましたら、最後にまとめてお受けさせていただきたいと思います。

次に、土壤汚染対策制度につきまして、環境指導室の小谷化学物質対策課長から説明させていただきます。

事務局（小谷課長） 環境指導室化学物質対策課でございます。土壤汚染対策として府が制度化を行いました「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正についてご説明をいたします。

まず、制度化に至る背景ですが、長年にわたりまして市街地における土壤汚染対策に係る法制化が求められていながらも、1つは、調査や対策の実施主体として土地所有者と汚染原因者のどちらにすべきかといった問題、また2点目は、健康影響や生活環境影響のどこまでの範囲を対象とするか、3点目に、対策の内容としてもどういう程度のものとすべきか等々について、種々法制度上の議論がありまして、なかなか法制化が実現できなかった事項でございます。こうした中で、昨年の5月、ようやく国におきまして土壤汚染対策法が成立をし、本年2月15日から施行されております。

現在、法律に基づく土壤汚染対策がスタートしているわけでございますが、府域では、古くから工業化が図られている地域などにおきまして、土地利用の転換が進んでおり、土壤汚染対策法の規定では調査の対象とならない工場跡地等で土壤汚染が見つかっている事例がございます。こうしたことから、昨年3月に本審議会に、土壤汚染対策法との整合性を踏まえて、府域の状況に適した制度化を図るため、「大阪府の土壤汚染対策制度について」諮問をしたところでございます。その後、土壤汚染対策検討部会でのご議

論やパブリックコメントの手続を経て部会の報告を取りまとめていただきまして、昨年11月21日開催の本審議会においてご答申をいただいたところであります。大阪府として、この答申をもとに、2月議会に大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正案を提出し、原案どおり可決成立していただきまして、昨日これを公布したところでございます。

それでは、改正条例の概要につきまして、資料4-1に基づいて説明をいたしたいと思います。

このたびの条例改正では、現行の生活環境の保全等に関する条例に土壤汚染に関する規制の項目を追加しまして、所要の規定整備を行っております。

まず、対象物質でございますが、一番左側の欄の下のところにございますように、土壤汚染対策法の対象となる有害物質25物質のほかに、府独自にダイオキシン法に規定するダイオキシン類を加えまして、26物質を対象といたしております。

次に、土壤汚染状況調査でございますが、条例では、土壤汚染対策法の対象とならない3つのケースについて調査の機会を追加し、府域の実情に即した取り扱いを行うことといたしております。

まず1つ目は、規則で定める大規模の土地。これは、府域の開発の約7割が把握できます3,000m²以上を予定しておりますが、この地域におきまして、例えばマンションであるとか商業施設として利用しようとするために土地の形質変更をする場合に、土地所有者等に調査を義務づけるものであります。この場合、調査の負担の軽減を図るため、2段階の調査を行うこととしておりまして、具体的には、まず過去の有害物質の使用履歴を調査していただき、使用履歴がある場合に、次の土壤汚染状況調査を行い、その結果を知事に報告していただくことにしております。なお、この土壤汚染状況調査は、信頼性が重要でありますことから、その技術的能力や経済的基礎等を考慮して知事が指定する指定調査機関が実施するものといたしております。

また、第2の調査の機会ですが、有害物質を使用している工場等の敷地の一部を、例えばコンビニエンスストア等の人々が自由に入り出しきれる施設に形質変更を行う場合にも報告を求めるものです。

3つ目が、現在、府の条例で規制対象としております有害物質使用届出施設やダイオキシン法の特定施設、廃棄物焼却炉等ですが、この使用が廃止された場合にも報告を求めるものであります。

なお、これらの調査については、その実効性を確保いたしますために、土地の所有者

等が土壤汚染状況に関する報告をせず、または虚偽の報告をしたときは、知事は必要な報告をするよう勧告をすることができます。また、勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その氏名、住所、内容を公表することができるとしております。

その次に、土壤汚染状況の調査の結果、環境基準を超える汚染が判明した土地につきましては、真ん中の欄ですが、土壤汚染対策法の仕組みと同様に、知事は、管理区域の指定、管理区域台帳の作成を行いますとともに、管理区域内の土地の形質変更の届け出に係る計画変更命令をすることいたしますほか、人の健康被害を防ぐため、必要な場合には措置命令を行うことができるものとしております。

措置の内容としましては、左側の欄ですが、大きく分けまして、汚染された土が知らずに人の口に入ることの影響を防止する直接摂取の対策と、地下水に溶け出した影響を防止するための対策の2つがありますが、具体的には汚染地の実態に最も適した措置をとるよう命令することになります。なお、この措置命令違反に対しましては、最高で1年以下の懲役または50万円以下の罰金という罰則が適用されることになっております。

最後に、本条例の施行期日ですが、土壤汚染に関する制度内容を関係者に十分熟知していただく期間が必要ありますことから、これを考慮いたしまして、平成16年1月1日としております。また、指定調査機関につきましては、条例の施行までにあらかじめ指定をしておく必要がありますため、平成15年7月1日施行といたしております。

説明は以上でございます。

司会（奥田補佐） 続きまして、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画案につきまして、小松副理事兼交通公害課長よりご説明させていただきます。

事務局（小松副理事） 交通公害課でございます。それでは、昨日3月25日に総量削減計画策定協議会で取りまとめられました大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画案につきましてご報告をさせていただきます。

資料5-1、「大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画について」をごらんいただきたいと思います。この資料に添いまして、最初に本計画策定の背景やこれまでの審議の経緯などにつきましてご説明をいたします。

「1 計画策定の背景・手続」でございますが、既にご存じのとおり、平成4年に制定されました自動車NO_x法に基づきまして平成5年度に策定をいたしました自動車NO_x総量削減計画では、平成12年度までに二酸化窒素(NO₂)に係ります環境基準を

おおむね達成をするという目標を立てたわけでございますけれども、これはご案内のとおり達成できなかったところでございます。これにつきましては、大阪府だけではございませんで、法律に基づきます特定地域を有しております東京、神奈川、千葉、埼玉、兵庫、この他の団体すべてにつきましても同様の状況となってございます。

また、右側の囲みにございますように、浮遊粒子状物質（S P M）は、大都市圏を中心の大気環境基準の達成率が低うございまして、健康影響が問題化してきたという背景がございます。

こうしたことを踏まえて、平成13年6月に自動車NO_x法が改正され、自動車NO_x・PM法が成立したところでございまして、対象物質に粒子状物質（PM）が追加されますとともに、車種規制の強化など自動車排出ガス対策が強化されました。

そして、その下でございますが、平成14年4月には、新たな総量削減計画の策定に当たっての枠組みとなります総量削減基本方針が閣議決定されております。総量削減計画の策定につきましては、その左側の枠内に記載しておりますように、各施策の実施機関で構成をする法定の総量削減計画策定協議会が調査審議を行い、知事が策定することになっております。

また、図の右下でございますが、計画の策定につきましては、環境大臣に協議をいたしまして、同意を得る必要がございます。

このような背景、手続を前提にいたしまして、大阪府では新たな総量削減計画の策定を進めてまいりましたが、この経緯につきましては、次の「2 計画（案）策定までの経緯」に記載しております。まず、学識経験者や府民代表で構成をされます総量削減計画進行管理検討委員会におきまして、前回の計画の評価とあわせて今回の計画の方向性についてもご意見をいただきますとともに、計画策定協議会の幹事会を本年度4回開催し、また住民団体、事業者団体、学識経験者などの方々から意見聴取や計画素案の審議などを行ったところでございます。そして、計画概案につきまして、2月12日から1ヶ月間、パブリックコメントの手続をとり、府民の皆様のご意見を伺ったところでございます。これらの審議や意見聴取等を踏まえまして、昨日開催されました計画策定協議会で審議の上、計画案が取りまとめられたところでございます。

今後の予定でございますが、「3 今後の予定」に示してございますように、計画案につきまして、自動車NO_x・PM法に基づいて、環境大臣に対して協議をし、各省大臣で構成されます公害対策会議の議を経て同意を得る予定となっております。

それでは、次に計画案でございますが、資料5-2が計画案の本体でございますけれども、時間の都合もございますので、また後ほどごらんいただきまして、資料5-1の2枚目、A3の計画案の資料の内容に添って説明をいたします。

まず、Iの経緯でございますが、前回の自動車NO_x・総量削減計画の目標につきましては、先ほどご説明いたしましたように計画の目標には至りませんでしたが、具体的には、表に示しておりますとおり、自動車NO_x排出量は12年度の実績で2万3,430t、環境基準達成率は平成12年度が79%となってございまして、平成2年度から13ポイントの上昇にとどまっております。なお、平成13年度の達成率でございますが、括弧書きで書いておりますように86%に上昇しているところでございます。

次に、IIの計画の目標でございますが、今回の計画では、自動車NO_x・PM法に基づきまして、窒素酸化物(NO_x)に加えて粒子状物質(PM)についても目標を設定することになっておりまして、昨年4月に国から示されました基本方針では、平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準をおおむね達成すること、あわせて平成17年度までに達成すべき削減目標量についても定めること、こういった内容が示されております。

しかし、昨日取りまとめられました計画案では、前回の計画の目標が未達成に終わっておりますことから、平成17年度までには遅くとも全計画の目標でございます二酸化窒素に係る環境基準のおおむね達成を実現すること、また、府民が健康で安心した暮らしを営めるよう、平成22年度までには二酸化窒素に係る環境基準を達成することを目標として掲げることにいたしました。次に、新たに目標設定いたします粒子状物質(PM)につきましても、平成22年度までに浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標とし、また平成17年度までの削減量の中間目標を設定したところでございます。

具体的な削減目標量といたしましては、表に示しておりますとおり、まず、自動車排出窒素酸化物につきましては、この計画の基準年度となります平成9年度の排出量2万7,260tを、平成22年度までに約4割削減をいたしまして1万6,450tにする、約1万810tを削減することということでございます。それから、自動車排出粒子状物質(PM)につきましては、平成9年度の排出量3,170tを、平成22年度までに7割以上を削減して740tにすることを目標とします。

次に、IIIの施策の展開につきましては、計画案本体では基本方針に添って大きく7つの施策にまとめておりますが、この概要版では3つの区分で示しております。

まず、環境への負荷の大きいディーゼル車を中心とした対策を重点的に推進することといったとして、具体的には、まず、低公害車、低排出ガス車を約200万台普及させることを目標に、トラック、バスへの低公害車の短期集中導入への支援や、府が全国に先駆けて実施をいたしましたグリーン配送の拡大等を進めること。それから、強化された単体規制、車種規制の推進。また、ディーゼル黒煙低減を図ります整備不良ディーゼル車府民通報制度などの推進について定めております。

次の自動車交通への依存を低減するための施策の推進といったとして、輸送効率の向上、公共交通機関の利便性向上などによります自動車走行量の抑制を図ることとし、あわせて交通流の円滑化によります環境負荷の抑制を図るために渋滞対策や違法駐車対策等を進めていくこととしております。

また、環境基準の早期達成を図り、局地汚染地域を解消するため、交通渋滞の著しい交差点などにおいて道路構造の改良などを進めることといたします。

なお、計画案では、以上のような施策展開を図りますとともに、その他に幾つか重要事項についても定めているところでございます。これは資料の一番下でございますが、進行管理や府民、事業者、民間団体等との連携に関することについて定めておりますとともに、新たな施策の調査検討として、経済的手法を取り入れた施策の検討とあわせまして、排出量の推移や計画の進捗状況を見極めた上で、仕組みづくりや規制強化を含め、新たな総量削減方策についても検討することなどを定めているところでございます。

簡単でございますが、総量削減計画案の説明は以上でございます。

司会（奥田補佐） 次に、最後でございますが、第7次大阪地域公害防止計画につきまして、環境農林水産総務課の宮前課長からご説明させていただきます。

事務局（宮前課長） 環境農林水産総務課でございます。それでは、第7次の大坂地域公害防止計画の概要につきましてご説明、ご報告申し上げたいと思います。

計画の概要につきまして、お手元のA3版の資料6にまとめさせていただいておりますので、この資料に基づきましてご説明をさせていただきます。なお、本編でございますが、これは机上配付させていただいておりますので、また後ほどご高覧いただければ結構かと思います。

まず、公害防止計画の位置づけでございますが、資料の上段左の欄に記載をしておりますように、この計画は、環境基本法に基づきまして、公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地

域について、環境大臣が知事に対しまして計画の策定を指示する、この指示に基づき策定をするという法定の計画でございます。

この公害防止計画につきましては、本府では、昭和47年度に第1次の計画を策定いたしました。以降、これまで6次にわたり5ヵ年計画としての公害防止計画を策定いたしまして、公害防止施策を推進してきたところでございます。その結果、硫黄酸化物による大気汚染などは大きな成果を上げてまいったところでございますが、一方におきまして、自動車による大気汚染、河川や大阪湾の水質汚濁など、なお改善が必要な課題が依然として残っているところでございます。このようなことから、昨年の6月でございますが、環境大臣から知事に対しまして策定の指示がございました。これを受けた作業を進め、パブリックコメントも行いまして、この2月24日、環境大臣の同意をいただき、第7次の計画として策定をしたものでございます。

計画の期間でございますが、上段の真ん中の欄にございますように、平成18年度までの5ヵ年計画でございまして、計画の対象地域は、大阪府域のうち能勢町、豊能町、島本町、太子町、河南町並びに千早赤阪村を除く33市5町でございます。これらの地域につきましては、財政上の特例措置といたしまして、表の右の欄に記載いたしておりますように、地方公共団体が実施をいたします公害防止対策事業について、国の負担あるいは補助の割合のかさ上げなど、特例の措置が講じられることとなっているところでございます。

計画の目標でございますが、環境基準を超過しております項目につきましては、その達成に努めますとともに、特に解決を図るべき主要課題といたしまして、中段と下段に掲げておりますように、自動車交通公害対策、河川の水質汚濁対策としてのBOD対策とダイオキシン類対策、大阪湾の水質汚濁対策並びに地下水汚染対策、これらを主要課題に設定いたしまして、重点的に取り組んでいくことといたしております。これらの主要課題につきましては、資料に示しております施策の体系に基づきまして、具体的な対策を講じていくこととしております。

なお、この計画とは別に、本府におきましては、ご案内のとおり、当審議会からいただいたました答申に基づきまして、昨年の3月に大阪府独自に「大阪21世紀の環境総合計画」を策定したところでございます。今回の公害防止計画は、この環境総合計画と整合を十分に図って策定をしたものでございます。

今後、この計画に掲げました各種の施策を効果的かつ着実に実施することによりまし

て、環境への負荷をできるだけ低減し、府民の健康の保護と生活環境の保全を図ってまいりたいと考えております。

以上が、簡単でございますが、公害防止計画の内容でございます。

司会（奥田補佐） 報告につきましては以上でございます。

それでは、これらの報告に関しまして、何かご質問がございましたら、お願ひしたいと思います。

日下委員 今、第7次大阪地域公害防止計画の概要をお伺いいたしまして、資料6にも出ておりますが、大阪府域のうちで5つの町村、能勢、豊能、島本、太子、河南が除外されております。著しい公害というのではないと思うのですが、河川とか地下水、またダイオキシンというような問題も抱えておりますので、この地域からこの5つの町村を外した理由があれば、お聞かせいただきたいと思います。

事務局（宮前課長） この地域指定につきましては、一定の指標といいますか、メルクマールがございます。例えば、BODの状況でありますとか、あるいは大気の環境の状況、こうしたものを一定指標化いたしまして、これで国の方と協議をして、この判断基準によって対象地域に含めるかどうか、そういうことで行ったところでございます。具体的には、数種類の指標がございますが、それぞれ個別にそれに適合するかどうか、そういう基準でやってきたということでございます。

日下委員 それでは、18年までにそういう指標以上のものが出た場合はどうなるのか、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

事務局（宮前課長） 仮にそういう状況が発生すれば、その都度、これはローリングシステムをとっておりますので、一定の見直しを行いまして、国とも協議の上、その対象地域に含めるかどうか検討してまいりたい、このように考えております。

原田（智）委員 昨年後半から審議会に入ったものですから、経緯がよくわからないんですが、この審議会で、この公害防止計画の案段階とかでは一度審議されたんでしょうか。と申しますのは、今、この1枚の説明では全然全体的なことが把握できなくて、先ほどの議題1ぐらいの説明があれば非常によくわかるんですけども、これで質問を出せと言われても難しいなというのを実感しております。

事務局（宮前課長） この公害防止計画は、環境基本法に基づく法定計画でございまして、環境大臣の同意を要するということもございます。ただ、これにつきましては、先ほどご説明いたしましたが、パブリックコメントで府民の方の意見募集も行ったと、そ

ういうことでございます。そういうご意見も十分反映をさせながら、この計画を策定してきたということがございます。

それと、大阪21世紀の環境総合計画は、当審議会からご答申をいただきまして、その計画と整合性も十分図っておりますので、一定ご意見はその中でも反映されているのではないかと考えております。

それと、先ほど報告もあったと思いますけれども、例えば自動車公害対策でありますとか、河川の水質汚濁対策、大阪湾の水質汚濁対策、それぞれ個別の分野の中では、当審議会の中でもご審議をいただいております。それを取りまとめるといいますか、集約をしたと、そういう計画ということでございます。

一点、補足、修正をさせていただきます。先ほど、第7次の公害防止計画の中で、主な指標について大きな変動があった場合どうするのかというご意見がございましたが、これにつきましては、現計画の計画期間、平成18年度まで、途中の段階で、財政上の特例措置の関係もあり、見直すことは非常に難しいということでございまして、そういう変動要因につきましては第8次の公害防止計画の中で反映をさせていくことになりますので、訂正しておわびを申し上げます。

原田（智）委員 先ほどは余りにもイメージがつかみにくいという私のお願ひであったんですけども、その面ではこれ以上の説明はないようで、これまでかかわってこられた委員さんがよくこの背景をご存じですので、ご審議の方をぜひ活発にお願いしたいということしか、私の方では言えないかなと思います。

司会（奥田補佐） 今のご意見でございますが、今、4つのものにつきましては、ご報告案件ということで、とりあえずは審議会の先生方にこういうことを大阪府の方でやっているというご報告をさせてもらったところでございます。そういうことで、マイクも会長から私どもの方に貸していただいているような次第でございますので、とりあえずこういうことを府の方でやっているということをご承知おきいただきたいということでお願いしたいと思います。

日下委員 今、訂正ということで、18年までには変更が不可能だということをおっしゃいましたので、18年までにそういう問題が起きた場合は、財政上の特例措置も一切ないということを確認させていただいたらいいんでしょうか。それでしたら、こういう小さい町村、もしそういう問題が起きた場合に大変困るんですけども、その辺、どのようにお考えなんでしょうか。

事務局（宮前課長） 基本的には、これは計画期間、平成18年度までということでございますので、原則は非常に難しいと思いますが、今、委員ご指摘のように、大きな予想を超えるような状況が発生すれば、環境省の方ともまた個別に協議はさせていただきたいと思っております。

司会（奥田補佐） ほか、特にご質問はございませんでしょうか。——特にご質問がないようでしたら、本日の審議会はこれで終了させていただきたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。

南会長 委員の先生方、どうもありがとうございました。議事そのものと進捗の報告については、何となく委員の先生方の中に疑義が生じた、そういう印象を持ちます。この点につきましては、今後、事務局の方と私との間でもう少し十分な詰めを行った上で、委員の先生方に疑念の生じないような方法をとりたいと思います。反省を込めておわび申し上げます。

本日は長時間、ありがとうございました。

閉会 午後11時45分